

税理士 大城 真徳

プロフィール

昭和48年1月 開業
kbc学園グループ 理事長

新企画スタート：第8回

「知って得する・ためになる」

税務トピック!

『交際費』

交際費は、事業活動を行っていくうえで必要不可欠な費用と思われます。今回は、税法上の交際費の取り扱いについて説明します。

I. 法人税法上の交際費の取り扱い

1. 交際費に対する税務の考え方

会社が支出した交際費は、事業活動に必要なものですので、原則として損金性があります。しかし、経費を節約し、自己資本の充実をはかるといふ政策的な見地から、交際費には損金算入の限度額が設けられています。

2. 交際費の損金算入限度額

交際費の損金算入限度額は、以下のとおりです。

(平成15年4月1日以後開始事業年度から平成18年3月31日まで適用)

期末資本金額	損金算入限度額
1億円以下	交際費の額と400万円定額控除額のいずれか少ない金額の90%相当額
1億円超	ゼロ(全額損金不算入)

*資本又は出資を有しない法人等を除く

※例・・・資本金5,000万円 交際費の金額600万円

損金算入限度額

600万円と400万円のいずれか少ない金額×90%=360万円

よって600万円-360万円=240万円が損金不算入となります。

3. 交際費の範囲

法人税法上では、交際費等とは、「交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」としています。

このように税務では広くとらえられており、この際、会社がどのような科目で処理しているかではなく実質で判断されます。

なお、「寄付金」「値引きおよび割戻し」「広告宣伝費」「福利厚生費」「給与等」のような性格のものは交際費には含まれません。

4. 類似費用との区分

● 広告宣伝費と交際費の区分

<ケース1>販売拡大のために支出する費用

新聞の販売を営む会社で、販売拡大のため従業員に石けん・タオル等を持たせ、新規の購読者にこれを贈呈した場合。

<答>交際費には該当しません。

小売業者が、商品の購入をした一般消費者に対し景品を交付するための費用は、不特定多数の者に対する宣伝効果を意図して支出するものであるため、広告宣伝費として交際費に該当しないものとして取り扱われます。

● 会議費と交際費の区分

<ケース2>会議等に伴う飲食代

商談のために来訪した得意先のために、昼食時、社内でランチ程度の弁当とビールを1本程度出した場合。

<答>通常の昼食の程度であれば交際費には該当しません。

会議や打ち合わせ、商談に際し提供される飲食物等については、通常要する費用(1人あたり3,000円以下が目安)。

しかし、必ずしも金額で判断するのではなく、常識的にみて通常提供される程度のものであるかどうかにより判断する)を超えなければ交際費に該当しないこととなります。



● 給与と交際費の区分

<ケース3>役員、従業員に支給する渡切り交際費

会社が、営業担当の役員や従業員に対して取引先との折衝等のための資金として毎月一定額の金銭を支給している場合。

<答>渡切り交際費は、その役員及び従業員に対する給与として取り扱われます。

支給したままで精算が行われなかったり又は精算はされたが会社の業務のために使用したことが明らかでない金額は、給与として取り扱われます。

II. 所得税法上の交際費の取り扱い

交際費に対する税務の考え方

法人税においては、資本金額に応じて交際費の一部又は全部の損金算入が否認される仕組みとなっていますが、所得税法上では、個人の交際費についてはこのような特別な制度はなく、事業に関連する経費は、全額必要経費に算入することができます。

とんとん! とことん「儲かる」にこだわる税理士事務所
大城真徳税理士事務所

〒901-2132 浦添市伊祖1-33-1(牧港建設第2ビル3階)
TEL098-876-8231 FAX098-876-8304

(URL) <http://www.masism.com>

<税務支援>
○ 税務代理 ○ 税務相談 ○ 税務書類作成
<経営支援>
○ 決算事前対策 ○ 経営計画策定 ○ 業績管理支援
○ 起業家支援 ○ 経営革新支援 ○ ハソコン会計支援
○ 建設業「経審」 ○ 生命保険指導

「税務トピック!」がメルマガにありました